

栃木市農業委員会総会議事録

令和4年8月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和4年8月23日(月) 午後2時30分

開催場所 キョクトウとちぎ蔵の街楽習館 大交流室

出席委員

2若色 昭松	3五十畑節子	4正田 秀雄	5長 明美
6小林真理子	7柴 賢一郎	8平本 勲	9毛塚 信道
10狐塚 正直	11若林 英一	12山崎 幸行	13大谷 朗
14泉田 裕美	15川嶋 房代	16川田 久子	17荒川 則夫
18石塚 一彦	19大塚 幸八	20佐山 耕基	21高際 英明

欠席委員 大島 公一

農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 茂	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 任	越沼 史晴		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第3号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和4年8月栃木市農業委員会総会を開会いたします。大島会長ですが、本日体調不良のため欠席すると通知がありましたので、ご報告いたします。それでは代わりまして、若色会長職務代理者よりごあいさつをお願いします。

若色職代

(会長職代あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。
 本日、1番大島会長より欠席の通知があり、ただ今の出席委員は、20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
 それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長職務代理人にお願いします。

議事録署名

議 長 それでは、これより議事に入ります。
 まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
 栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
 (異議なしの声)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番小林真理子委員、7番柴賢一郎委員にお願いいたします。

会議書記指名

議 長 日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と越沼史晴氏を指名いたします。

議 事
議 長

 それでは、日程第3、議案審議に入ります。
 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任

 議案書2ページをご覧ください。
 今月の申請は、所有権の移転が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。
 1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。
 譲受人は、吹上地区を中心に米、麦を作付している認定農業者です。申請地は、以前から譲受人が利用権で耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
 (写真説明)

 以上1件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願
 いいたします。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。</p>
北部調査委員長 (柴委員)	<p>今回の北部調査委員長の7番柴です。 今回は、私と11番若林委員、15番川嶋委員の3名と事務局2名で、19日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回北部の申請は、所有権移転の申請が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
越沼主任	<p>議案書の4ページをご覧ください。 今回は、農地法第5条許可申請が17件、事業計画の変更申請が1件ありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番は、車両置場の転用です。地図は1ページです。 事業計画者は、中古自動車、トラック、建設機械、農業機械の買取、販売、輸出入を行っております。現在会社の駐車場が無いので、同業者の駐車場を無償で一時的に置かせてもらっている状態です。事業拡大に当たり、確実に使用できる十分な広さの駐車場を確保するため、申請に至りました。</p>

農地の区分は、農地の広がり 10ha 未満の第2種農地で、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番は、一般住宅の転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、申請地の隣接において、精密プレス型超硬部品などの製造をしております。

現在従業員駐車場が会社東側に 200 坪ほどありますが、借地であり返さなくてはならないため、それに代わる駐車場が必要となりました。

農地の区分は、農地の広がり 10ha 未満の第2種農地で、集落接続の許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番は、作業用地への一時転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、携帯電話無線基地局新設工事に伴い、資材搬入及び加工・組立を行うスペースが必要であるため、一時転用の申請に至りました。基地局自体は許可が不要ですが、周辺の工事用スペースは許可申請が必要となります。今回は鉄板を設置して利用し、工事期間が終了後、基地局本体以外の部分は農地に復元する計画です。

農地の区分は、農用地区域ですが、一時転用であるため例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番は、一般住宅の転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、市外の借家で、夫婦、子供1人の3人で生活しておりますが、子どもの成長や、今後の家族計画を考え、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、栃木市役所吹上公民館から500m以内の第2種農地で、集落接続の許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番から7番は、計画地が近く、事業内容が同様の太陽光発電設備であるため一括して説明いたします。地図は5ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。再生可能エネルギー供給に貢献し、土地の有効活用ができることから申請に至りました。

農地の区分は、3件いずれも農地の広がり 10ha 未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番は、太陽光発電の転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、太陽光発電が環境に優しく、災害時にも役立ち、社会貢献になると考え、申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がり 10ha 未満の第2種農地で、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番は、一般住宅の転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、市内の借家で、夫婦2人で生活しておりますが、現在の住居では何かと手狭で有り、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、野州平川駅から 800m 以内で、宅地率が 40%を超えている第2種農地で、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番は、一般住宅の転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電は環境にやさしく、災害時にも役立ち、社会貢献になると考え、申請に至りました。

農地の区分は、野州大塚駅から 300m 以内の第3種農地で、立地基準上は原則許可です。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番は、工事用進入路の一時転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、太陽光発電設備の工事を請け負う法人です。隣接する山林に別事業者がメガソーラーの建設を予定しており、その工事を請け負っております。工事の際に、トラックや作業が入る広い道が無いので、幅3メートル分の進入路の一時転用の申請に至りました。工事期間終了後は農地に復元することとなります。

農地の区分は、栃木市役所吹上公民館から500m以内の第2種農地で、集落接続の許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番は、コンビニエンスストアへの転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、コンビニエンスストアの事業を営む法人です。計画では、24時間営業を行う店舗を新築し、駐車エリアを広く確保し、休憩所の役割を担い、より多くの利用者にとって便利で安心して使えるような店舗を計画しています。

農地の区分は、土地改良施行地域内、および農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、国道の沿道区域に設置する駐車場、休憩所、トイレ等を備えた休憩所に類する施設であるため、例外規定に該当します。なお、申請書の2筆目、3筆目は令和4年3月に農振除外がされております。1筆目はもともと農振白地です。

取水は上水道、排水は農業集落排水、雨水は貯留浸透施設による処理です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、一般住宅の転用です。地図は11ページです。

事業計画者は、市内のアパートに夫婦で居住しておりますが、現在の住まいでは手狭なため、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、大平下駅から500m以内の第2種農地であり、集落に接続しているため、許可基準に該当します。

取水は市営水道、排水は改良区水路に放流、雨水は自然浸透です。

なお、申請地の一部が既に利用されていることについては、土地所有者からの始末書が添付されております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番については、一般住宅の転用です。地図は12ページです。

事業計画者は、古河市のアパートに夫婦で居住しておりますが、現在の住まいでは手狭なため、自己用住宅の建築を計画しました。

親の介護などを見据え実家付近を選定した結果、今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、土地改良施行区域内の第1種農地であります。集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当しません。

取水は市営水道、排水は改良区水路に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

15番については、議案第3号の事業計画変更申請の関連案件になりますので、議案書8ページも合わせてご覧ください。地図は13ページです。

本申請は、令和2年7月26日付けの第5条許可の事業区域の変更の申請です。事業計画者は、太陽光発電設備での転用許可を受けましたが、実際に施工しようとしたところ許可地内に太陽光パネルが収まらないことが判明いたしましたので、今回の事業計画変更及び、農地転用申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

16番及び17番については、太陽光発電設備への転用です。事業計画者が同一であるため、一括してご説明いたします。地図は14ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業、販売業を営む法人です。今日のクリーンエネルギー需要の拡大に鑑み、発電量の増強を図るため、計画に至りました。申請地は災害が少なく、沿岸部ではないため、事業地として選定いたしました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透いたします。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上18件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画

の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(柴委員) 　今回北部は、車両置場が1件、駐車場が1件、工事用地通路・作業場の一時転用が2件、一般住宅が2件、太陽光発電設備が5件、コンビニエンスストアが1件、合計12件の5条申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願います。

議長 　ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(山崎委員) 　今回南部は一般住宅が2件、太陽光発電設備が3件、合計5件の5条申請があり、関連する事業計画変更申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願います。

議長 　ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番2番について、9番毛塚委員お願いします。

毛塚委員 　9番毛塚です。

1番についてですが、東側に学校があり、大型車両が出入りするので安全対策をお願いしたところ、簡単な防護柵を作ることになりました。2番については、調査委員長及び事務局の説明どおりで、問題ないかと思しますのでよろしくお願いいたします。

議長 　番号3番について、4番正田委員お願いします。

正田委員 　4番正田です。

3番の場所ですが、ゴルフ場の入り口の手前で民家も少なく離れていますので、妥当だと思います。よろしくお願います。

議長	番号4番について、7番柴委員お願いします。
柴委員	7番柴です。 4番の案件ですが、調査委員として報告したとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	番号5番から8番について、16番川田委員お願いします。
川田委員	16番川田です。 事務局及び調査委員長の説明のとおりです。特に問題はないかと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
若色職代	番号9番から11番について、私、2番若色から報告いたします。 9番については、一般住宅で特に問題ないかと思えます。10番は太陽光発電設備ということです。周辺は耕作放棄地になっていきますので、やむを得ないのではと考えます。11番は、太陽光発電設置現場への進入路としての一時転用で、事務局の説明どおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	番号12番について、10番狐塚委員お願いします。
狐塚委員	10番狐塚です。 12番の案件ですが、申請地は、国道が通った時に取り残されたような土地でしたが、利用できることになって良かったと思えます。県道をはさんで集落排水の設備があり、排水等に問題は無いと思われまますので、よろしくお願いいたします。
議長	番号13番と番号14番は大島会長の代理で、8番平本委員お願いします。
平本委員	8番平本です。 13番については、譲渡人と譲受人のひとりが親戚のため、贈与で住宅を建てるそうです。14番については、譲渡人と譲受人は親子です。ともに何ら問題ないと思えますので、よろしくお願いいたします。
議長	番号15番と議案第3号の1番を併せて、20番佐山委員お願いします。
佐山委員	20番佐山です。

番号15番と議案第3号の1番についてですが、現地を見てきました。適切に使用するという事ですので、問題ないと思います。

議長 番号16番17番について、12番山崎委員お願いします。

山崎委員 12番山崎です。
番号16番と17番についてですが、太陽光パネル設置ということで、特に問題は無いかと思います。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第2号及び議案第3号は原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に、議案第4号「非農地証明願について」を、議題とします。
事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任 議案書の10ページをご覧ください。
今回は3件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。

人為的な転用行為が行われてから20年以上経過していることを理由としたものが1件、台風の災害土砂流入により農地利用が困難になったことを理由としたものが2件です。

1番の案件については、地図は15ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番、3番の案件については、一体で同一の申請事由のため一括で説明いたします。地図は16ページです。

申請地は合計4筆で、令和元年台風19号により、災害土砂が農地に流入し、農地利用が不可能なことが確認できております。スクリー

ンをご覧ください。赤枠の中が申出地です。

(写真説明)

なお本申請地は、令和4年3月に農振除外がされております。この農振除外についての農業委員会総会時に、特に非農地証明後、第三者が土地を取得し、盛土等をしたときに、そこからさらに下の農地に土砂の流出等が懸念される意見がでましたので、申請者に書類による報告を求めました。そして今回、非農地証明後の土地の取得予定者の確約書が添付されており、土地の取得後は現状では使用予定は未定ですが、使用する場合は、土砂の流出等が無いように努め、関係法令や指導に基づき適法に利用することを確約する旨が記載されております。以前の総会で出された意見をもとに、申請者、関係者によって周辺農地への影響がないように調整が行われ、確約書が添付されておりますので、やむを得ないと思われます。

以上3件について、いずれの案件も、非農地証明をすることはやむを得ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長 　　今回北部は、3件の申請がありました。

(柴委員) 　　1件は20年以上宅地として利用されてきたこと、2件は災害土砂が流入し、農地への復元が困難であることを理由としております。書類審査及び現地調査を行いました。いずれも農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

　　以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 　　ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番について、7番柴委員お願いします。

柴委員 　　7番柴です。

　　1番についてですが、調査委員として現地に行っまいました。が、別に問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。

議長 　　番号2番3番について、16番川田委員お願いします。

- 川田委員 16番川田です。
事務局並びに調査委員長の説明のとおりです。現地を確認してきました。農地への復元は困難だと思われるので、証明することが妥当であると思われる。よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(発言なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(利用権の設定)について」を議題とします。新規12件、再設定5件、合計17件の設定であり、事務局の説明は省略します。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、日程第4報告事項に入ります。
報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について」から、報告第3号「使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について」までを、一括報告とします。事務局の説明は省略します。
報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

た。その他、皆さんから何かございますか。
(発言なし)

議 長

発言がないようですので、以上をもちまして、令和4年8月栃木市
農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時11分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和4年 月 日

農業委員会長職務代理者 _____ (若 色)

署 名 委 員 _____ (小 林)

署 名 委 員 _____ (柴)